

社会福祉法人 聖樹の杜 苦情解決のための第三者委員会設置要綱

平成22年4月1日

(設 置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条の規定に基づき、社会福祉法人聖樹の杜の保育サービスに係る利用者からの改善を求める意見及び要望(以下「苦情」という。)を、適切に解決するため、七飯ほんちょう保育園利用に関する苦情解決のための第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)

(職 務)

第2条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 保育所の苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- (2) 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出人への助言
- (5) 事業者への助言
- (6) 苦情申出人と保育所の苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見聴取

(委嘱等)

第3条 委員は、苦情を円滑かつ円満に解決する能力を有し、かつ、社会的信望が厚く社会規範に優れた識見を有する者のうちから施設長が委嘱する。

- 2 委員の定数は、3人とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員の報酬は、無償とする。

(庶 務)

第4条 委員会の庶務は、社会福祉法人聖樹の杜において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、第三者委員会に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。